

別表十(三)

7欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

③

認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・
・

法人名

()

別表十(三)

平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算						
認定研究開発事業法人又は認定統括事業法人の別	1	認定研究開発事業法人 ・ 認定統括事業法人	損 金 算 入 額 の 計 算	所得金額仮計又は連結所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の二「34の①」)	4	円
研究開発事業計画又は統括事業計画の認定を受けた日	2	平 . .		軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	5	
				(4)と(5)のうち少ない金額	6	
研究開発事業又は統括事業の内容	3			損金算入額 $(6) \times \frac{20}{100}$	7	

II 認定研究開発事業計画等の認定を取り消された場合の益金算入額の計算

認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画の認定の取消日	8	平 . .	認定を取り消された場合の益金算入額 (10の合計)	9	円	
適用対象年度に金額の合計額損金の計算に	事業年度又は連結事業年度		損 金 算 入 額			
			10			
	平 .	7欄	連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の63の3第1項」 ②区分番号に、「10346」 ③適用額欄に、当該別表十(三)7欄の金額(円単位)を記載してください。			
	平 .					
	平 .					
	平 .					
	平 .					
	平 .					
平 .						
合				円		

法 0301-1003